

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及びその関連法令の四段表

<p>○ 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）</p>	<p>○ 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律施行令（平成三年政令第二百五十六号）</p>	<p>○ 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成三年農林水産省令第三十八号）等</p>	<p>○ 食品等の流通の合理化に関する基本方針（平成三十年農林水産省告示第二千二百七十九号）等</p>
<p>目次</p>			
<p>第一章 総則（第一条―第三条）</p>			
<p>第二章 食品等の流通の合理化のための措置</p>			
<p>第一節 食品等の流通の合理化に関する基本方針（第四条）</p>			
<p>第二節 食品等流通合理化計画（第五条・第六条）</p>			
<p>第三節 支援措置</p>			
<p>第一款 株式会社日本政策金融公庫の行う食品等流通合理化事業促進業務（第七条・第八条）</p>			
<p>第二款 株式会社農林漁業成長産業支援機構の行う食品等流通合理化事業支援業務（第九条―第十二条）</p>			
<p>第三款 雑則（第十三条―第十五条）</p>			
<p>第四節 食品等流通合理化促進機構（第十六条―第二十六条）</p>			
<p>第三章 食品等の取引の適正化のための措置（第二十七条―第二十九条）</p>			
<p>第四章 雑則（第三十条・第三十一条）</p>			
<p>第五章 罰則（第三十二条―第三十四条）</p>			
<p>附則</p>			
<p>第一章 総則</p>			
<p>第一条（目的） この法律は、食品等の流通が農林漁業者と一般消費者とをつなぐ重要な役割を果たしていることに鑑み、食品等の流通の合理化を図るため、農林水産大臣による基本方針の策定及び食品等流通合理化計画の認定、その実施に必要な支援</p>			

措置その他の措置を講ずるとともに、食品等の取引の適正化を図るため、農林水産大臣による調査の実施その他の措置を講じ、もつて農林漁業及び食品流通業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「食品等」とは、次に掲げる物をいう。ただし、医薬品の医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第二条第一項に規定する医薬品、同条第二項に規定する医薬部外品、同条第三項に規定する化粧品及び同条第九項に規定する再生医療等製品に該当するものを除く。

一 飲食料品  
二 花きその他農林水産省令で定める農林水産物（前号に掲げるものを除く。）

三 農林水産物を原料又は材料として製造し、又は加工したもの（第一号に掲げるものを除く。）であつて、農林水産省令で定めるもの

2 是、食品等の輸送、保管、販売その他の取扱の過程をいう。

3 この法律において「食品等の流通の合理化」とは、食品等の流通の経費を削減するために、食品等の流通の効率化その他の措置又は食品等の価値を高め、若しくは新たな需要を開拓するために、若しくは食品等の流通における品質管理若しくは衛生管理の高度化その他の措置をいう。

4 この法律において「食品等の取引の適正化」とは、食品等の取引が適正に行われるようにするその他の措置をいう。

第一（食品等に含まれる農林水産物等）  
第一条 食品等に関する法律（平成三年法律第十九号。以下「法」という。）第二条第五

2 項第二号の農林水産省令で定める農林水産物は、飲食料品の原料又は材料として使用される農林水産物とする。農林水産省令で定めるものは、飲食料品の原料又は材料として使用されるものとする。

第三條 (留意事項)  
食品等の流通の合理化のための施策を講ずるに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

一 食品等の流通に関する事業を行う者(以下「食品等流通事業者」という。)

が、多様化する需要に即して、創意工夫を発揮して事業活動を積極的に行うことができるようにすること。

二 食品等流通事業者の行う事業活動が農林漁業の成長発展及び一般消費者の利益の増進に寄与するものとなるようにすること。

2 食品等の取引の適正化のための施策を講ずるに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

一 食品等の多くが短期間で品質が低下しやすい性質を有することから、その取引の当事者間の取引上の地位に格差が生ずる場合があるため、その取引の適正化を図る必要があること。

二 食品等の取引が適正かつ安定的に行われることにより、農林漁業者及び一般消費者の利益に資するものとなるようにすること。

第二章 食品等の流通の合理化のための措置

第一節 食品等の流通の合理化に関する基本方針

第四條 農林水産大臣は、食品等の流通の合理化に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。  
2 基本方針においては、次に掲げる事項

第1 食品等流通合理化事業を実施しようとする者が講ずべき措置  
1 食品等の流通の合理化の視点(法第1条及び第3条第1項関係)

を定めるものとする。

一 食品等の流通の合理化を図る事業（以下「食品等流通合理化事業」という。）を実施しようとする者が講ずべき次に掲げる措置に関する事項

イ 食品等の流通の効率化に関する措置

ロ 食品等の流通における品質管理及び衛生管理の高度化に関する措置

ハ 食品等の流通における情報通信技術その他の技術の利用に関する措置

ニ 食品等に係る国内外の需要への対応に関する措置

ホ イからニまでに掲げるもののほか、食品等の流通の合理化のために必要な措置

二 前号に掲げるもののほか、食品等の流通の合理化に関し必要な事項

三 農林水産大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

四 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議し、かつ、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くものとする。

五 農林水産大臣は、第一項の規定により基本方針を定め、又は第三項の規定によりこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

は、食品等の流通においては、消費の面で、生鮮食品のままで需要が減少し、加工食品や外食での需要が拡大するほか、価格のみならず品質、衛生等への関心が高まっている。また、流通の面では、小売店の大規模化が進み、インターネットでの通信販売や産地直売の拡大等、多様な手段の確保にも支障が生じてきている。

このため、国民生活に欠かすことのできない食品等を適正な価格で安定的に供給するためには、農林漁業者と一般消費者とをつなぐ重要な役割を果たしている食品等の流通について、食品等流通事業者の創意工夫をいかした合理化を図り、食品等の付加価値の向上や新たな需要の開拓を実現することにより、農林漁業及び食品流通業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与することが期待されている。

2 措置の方向性（法第4条第2項第1号関係）

食品等の流通を取り巻く最近の情勢に鑑みると、食品等流通事業者は、その創意工夫を発揮し、必要に応じて関係事業者と連携して食品等の流通の合理化に取り組む必要がある。

(1) 食品等の流通の効率化に関する措置（同号イ関係）

は、主にトラック輸送に依存しているが、産地が消費地から遠隔に位置しているほか、出荷量から遠隔に位置しているほか、出荷段階でも冷蔵等の温度管理が必要である。近年では、産地での集荷や消費地での荷降ろしの際のドライバーの待ち時間の長期化、負担が大きい等、おりの作業の負担が課題となっており、トラックのドライバーの手不足等、流通コストの上昇要因になるのみならず、食品等の輸送

① 産地では、段ボールや紙袋のばら積みから、段ボール等をパレットに載せた荷姿で出荷し、消費地まで一貫してパレット輸送を行うよう転換する。また、各産地の出荷量が変動する中でも集荷量を予測し、これに合ったトラックを手に配して効率的なルートを通って集荷できるような情報通信技術を活用した効率的な集荷システムを構築する。

② 産地から消費地への輸送に当たっては、集荷場、卸売市場等の既存施設をストックポイントとして活用し、複数の荷主の荷物を共同輸送することによりトラックの積載率を高め、幹線輸送の効率性を高める。また、産地から消費地までが遠隔な場合には、トラック輸送から鉄道輸送又は船舶輸送に切り替え、長距離輸送を効率的に行うモーターシフトを実施する。

③ 消費地では、物流拠点での荷降ろしに当たり、トラックドライバーの待ち時間を最小化できるよう、情報通信技術を活用したトラック予約受付システムを構築する。また、小売店等への多頻度かつ少量の輸送に当たり、複数の小売店等の荷物を共同輸送することにより、輸送の効率性を高める。

④ 以上のほか、インターネット通販、宅配等の販売ルートが多様化する中で、取引自体は産地が自ら、有利な販売ルートを選択する一方、物流は個別輸送を抑制して、幹線の効率性を高める。

- (2) 食品等の流通における品質管理及び衛生管理の高度化に関する措置（同号関係）  
 食品等に係る消費者のニーズは、近年、価格の安さや国産志向のほか、鮮度等の品質、安全性等に向かっている。  
 このため、食品等流通事業者は、食品衛生法（昭和39年法律第133号）に基づきHACCPに沿った衛生管理等の実施が求められているほか、次のような取組を実施し、食品等の流通における品質管理及び衛生管理の高度化を図ることが期待される。
- ① 産地の集荷場や加工業者の加工施設等において、出荷物を輸送する際に用いるパレットや容器に電子タグ等を添付し、冷蔵保管施設等での温度管理、物流施設等での出荷管理等を行う。  
 ② 卸売市場等の物流施設において、低温卸売場や冷蔵保管施設等を整備し、コールドチェーンを確保する。
- (3) 食品等の流通における情報通信技術その他の技術の利用に関する措置（同号関係）  
 近年、情報通信技術その他の技術は急速に進展し、人工知能（AI）やモノとインターネットを接続して相互に制御するモノのインターネット（IoT）、様々なデータを連結して保管するブロックチェーン技術等の利用が進みつつあり、食品等の流通においてもAI等による需要予測に合わせた商品提供等が見込まれる。  
 このため、食品等流通事業者は、次のような取組を実施し、食品等の流通における情報通信技術等の技術の利用を図ることが期待される。

- ① AI、ビッグデータ等を通じた需要予測を活用し、食品等の供給時期、供給先、供給量等のマッチングを行う。
- ② IoT等を活用し、効率的な集荷システムやトラック予約受付システムを構築するほか、ロボット等を活用することにより荷積み、荷降ろし等の荷役作業の負担を軽減する。
- ③ また、電子タグを活用して受発注、在庫状況、決済等の商品管理を効率化する。
- ④ 商品管理にブロックチェーン技術等を活用し、誰がいつ関与したか等を明らかにすることにより、食品等のトレーサビリティを確保する。
- ⑤ 画像解析技術等を活用し、個体格差の大きい生鮮食料品等であってもインターネットでの通販、宅配等の事業を効率化する。
- (4) 食品等に係る国内外の需要への対応に関する措置(同号二関係)
- 、国内では、単身世帯、高齢者世帯、共働き世帯等の増加に伴い生活様式が変化し、外食、中食、加工食品等へのニーズが高まっているほか、小売段階での食品等の小分け、少量化等が求められている。また、国内人口が縮小傾向にある中で食品等の販路を拡大していくためには、食品等の輸出に積極的に取り組む必要がある。
- このため、食品等流通事業者は、次のような取組を実施し、食品等に係る国内外の需要への対応を図ることが期待される。
- ① 外食等の原材料の需要等に応えるため、実需者との契約取引による長期にわたる安定的な供給を行う。
- ② 単身世帯、高齢者世帯等の小分け需要に応えるため、生鮮食料品

- (5)
- ③ 等のカット、食品等の少量化等、即消費される形での供給を行う。③ 国外の需要に合った品揃えで、まとまった量の輸出を行うため、保冷施設等を備えた輸出拠点となる物流施設の整備等を行う。
- ① 迅速な取組を実施し、こうした変化に支障が生じる事態が発生している。緊急事態に備え、事業継続計画（BCP）の策定のほか、地方公共団体との食品等の供給に関する連携協定の締結等を行う。② 幅広く吸収するとともに、消費傾向等をビッグデータとして蓄積する等の手段として、キャッシュレスの決済サービスが注目を浴びている。食品等の流通においても、キャッシュレス決済の進展により、レジ作業の効率化、需要予測に基づく品揃えが可能となる。③ 基礎的な変化を踏まえ、キャッシュレス決済を積極的に取り込むとともに、業界ごとや課題ごとに共通プラットフォームを構築し、早期かつ安全に刷新していく。
- ③ 国際連合の持続可能な開発目標（SDGs）では、2030年までに達成する取組として、廃棄物の発生防止、削減等を掲げている。このうちの変化を踏まえ、輸送段階ではコンテナ流通、販売段階ではパッケージングを省略したばら売り等を通じたプラスチック利用を削減する。



第二節 食品等流通合理化計画

(計画の認定)

第五条 食品等流通合理化事業を実施しようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、単独で又は共同して、その実施しようとする食品等流通合理化事業に関する計画(以下「食品等流通合理化計画」という。)を作成し、これを農林水産大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 食品等流通合理化計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 食品等流通合理化事業の目標
- 二 食品等流通合理化事業の内容及び実施時期
- 三 食品等流通合理化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(食品等流通合理化計画の認定の申請)

第二条 法第五条第一項の規定により食品等流通合理化計画の認定を受けようとする者は、別記様式第一号による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、申請者の直近の事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(これらの書類がない場合にあっては、当該事業年度の事業内容の概要を記載した書類)を添付しなければならない。

第2 必要な事項  
その他食品等の流通の合理化に関する事項

- ① 株式会社日本政策金融公庫の資金の貸付け(法第7条関係)  
施設整備等に係る長期かつ低利の資金調達を支援する。
- ② 株式会社日本政策金融公庫の債務保証(法第8条関係)  
海外で事業を展開する場合、海外の現地金融機関からの資金調達を円滑化する。
- ③ 株式会社農林漁業成長産業化支援機構の出資等(法第9条から第11条まで関係)  
食品等流通合理化事業等支援基準に照らして適切な食品等流通合理化事業を出資等により支援する。
- ④ 食品等流通合理化促進機構の債務保証(法第5条から第13条まで関係)  
国内の民間金融機関からの資金調達を円滑化する。

四 食品等流通合理化事業による食品等の流通の合理化が農林漁業の成長発展及び一般消費者の利益の増進に寄与する程度

3 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該食品等流通合理化計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 基本方針に照らし適切なものであること。

二 当該食品等流通合理化事業が確実に実施されると見込まれるものであること。

三 当該食品等流通合理化事業の実施が農林漁業の成長発展及び一般消費者の利益の増進に寄与するものであること。

4 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつたときは、遅滞なく、その内容を当該申請に係る食品等流通合理化計画の対象となる事業を所管する大臣（次項において「事業所管大臣」という。）に通知するものとする。

5 事業所管大臣は、前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、農林水産大臣に対して意見を述べることができる。

第六条 (計画の変更等)

第一項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、当該認定に係る食品等流通合理化計画を変更しようとするときは、農林水産大臣の認定を受けなければならない。

2 農林水産大臣は、認定事業者が前条第一項の規定に係る食品等流通合理化計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に従つて食品等流通合理化事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項から第五項までの規定は、

第三條 (食品等流通合理化計画の変更の認定の申請)

第六條第一項の規定により食品等流通合理化計画の変更を受けようとする認定事業者は、別記様式第二号による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、前條第二項に規定する書類を添付しなければならない。ただし、当該書類に変更がないときは、当該申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

第一項の規定による変更の認定について準用する。

第三節 支援措置  
第一款 株式会社日本政策金融公庫の行う食品等流通合理化事業促進業務

株式会社日本政策金融公庫の行う食品等流通合理化事業促進業務

(資金の貸付け)  
第七條 株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)は、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号。以下「公庫法」という。)第十一條に規定する業務のほか、認定事業者であつて次の各号に掲げる者に該当するものに対し、食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であつて認定計画に従つて食品等流通合理化事業を実施するために必要なものであり、かつ、それぞれ当該各号に定めるもの(他の金融機関が融通することを困難とするものに限る。)のうち農林水産大臣及び財務大臣の指  
定するものの貸付けの業務を行うことができる。  
一 中小企業者(公庫法第二條第三号に規定する中小企業者をいう。次條第一項において同じ。)  
その償還期限が十年を超える資金

○ 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第七條第一項の農林水産大臣及び財務大臣が指定する資金(平成三年大蔵省・農林水産省告示第五号)

第一 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 食品等製造業者 食品等の製造又は加工の事業を行う者をいう。

二 食品等製造事業協同組合等 次に掲げる法人であつて食品等製造業者を直接又は間接の構成員(以下単に「構成員」という。)とするものをいう。

1 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会

2 協業組合、商工組合及び商工組合連合会

3 消費生活協同組合連合会

4 3 水産加工業協同組合連合会

三 農業協同組合等 次に掲げる法人であつて農林漁業者を構成員とするものをいう。

1 農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人

2 漁業協同組合及び漁業協同組合連合会

3 森林組合及び森林組合連合会

4 3 1 から3までに掲げるもののほか、農林漁業者又はこれらに掲げる法人の出資又は拠出に係る法人であつて、農林漁業の振興を図ることを目的とするもの

四 食品等販売業者 食品等の販売の事業を行う者をいう。

五 食品等販売事業協同組合等 次に掲

げる法人で食品等販売業者を構成員とするものをいう。

六 卸売市場（卸売業者（卸売市場に出荷される食品等について、その出荷者から卸売のため、当該卸売市場において、又は買受けて、当該卸売市場において、卸売をする業務を行う者をいう。以下同じ。）を開設する者）  
六 あつて地方公共団体以外のものをいう

1 卸売市場（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第九号の中欄に規定する付設集団売場を含む。以下同じ。）  
2 卸売業者（卸売市場に出荷される食品等について、その出荷者から卸売のため、当該卸売市場において、又は買受けて、当該卸売市場において、卸売をする業務を行う者をいう。以下同じ。）

3 仲卸業者（卸売市場において卸売を受けた食品等を当該卸売市場内の店舗において販売する者をいう。以下同じ。）  
4 仲卸業者を構成員とする事業協同組合及び事業協同小組合

第二 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第七條第一項（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）以下「輸出促進法」という。）第三十六條の規定により適用する場合を含む。）の農林水産大臣及び財務大臣の指定する資金は、次のとおりとする。

1 食品等製造業者又は食品等製造事業協同組合等と農林漁業者又は農業協同組合等が食品等の安定的な取引関係を確立するために必要な資金のうち、次に掲げる事項を行うのに必要なもの  
1 農林水産物の生産に必要な施設の改良、造成又は取得  
2 農林水産物の生産に必要な共同利用施設の改良、造成又は取得  
3 農地所有適格法人への出資

- 4 農林漁業に關連する事業を行う法人の設立のための出資であつて、食品等製造業者又は食品等製造事業協同組合等と農林漁業者又は農業協同組合等が共同して行うもの
- 5 農林漁業者又は農業協同組合が行う食品等の製造又は加工に係る事業用資産の取得
- 6 1から5までに掲げる事項を行う場合に当該事項を効果的に実施するためには必要かつ不可欠な施設の改良、造成又は取得
- 7 認定輸出事業(輸出促進法第二十四条第三項第一号に掲げる措置に関する部分に限る。以下「認定輸出事業」という。)を実施するために必要は施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得
- 8 認定輸出事業を実施するために必要な他の事業者への出資
- 二  
協同組合等と農林漁業者又は食品等製造業者又は食品等の安定的な取引關係を確立するために必要な資金のうち、次に掲げる事項を行うのに必要なもの
- 1 食品等の鮮度の保持その他の品質の管理を適確かつ効率的に行うのに必要な集出荷施設、処理加工施設、保管配送施設、販売施設又は情報処理施設の改良、造成又は取得
- 2 品質の優れた食品等の販売に係る業務に必要な処理加工施設、販売施設又は情報処理施設の改良、造成又は取得
- 3 認定輸出事業を実施するために必要な特別の費用の支出又は権利の取得
- 4 認定輸出事業を実施するために必要な他の事業者への出資
- 三  
卸売市場開設者等が卸売市場の機能の高度化を図るために必要な資金のうち



第一項の規定により公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについては、公庫法第十一條第一項第六号、第十二條第一項、第三十一條第二項第一号ロ、第四十一條第二号、第五十三條、第五十八條、第五十九條第一項、第六十四條第一項第四号、第七十三條第三号及び別表第二項第九号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十 二項第 一及第 四十一 条第二 号	第十二 条第一 項	第十一 条第一 項第六 号
又は別表第二 号に掲げ る業務	掲げる業務	掲げる業務
同項第五号	若しくは別表 第二号に掲 げる業務又 は食品等流 通法第七條 第一項に規 定する業務	掲げる業務及 び食品等流 通法第七條 第一項に規 定する業務 及び食品等 流通法第七 條第一項に 規定する業 務
食品等流通法 第七條第一項 並びに第十 五條第一項第 五号	食品等流通法 第七條第一項 並びに第十 五條第一項第 五号	食品等流通法 第七條第一項 並びに第十 五條第一項第 五号

限及び据置期間の範囲は、利率については最高八年分五厘、償還期間については据置期間を含め十五年、据置期間については三年とする。

第五十三号	第五十八及第十九条	第六十四项第四号		第七十三号	第九二表第二号
同項第五号	この法律	又は別表第二号に掲げる業務	同項第五号	第十一条	又は別表第一号から第十四号までの欄に掲げる資金の貸付けの業務
食品等流通法第七條第一項第五号	この法律、食品等流通法	若しくは別表第二号に掲げる業務又は食品等流通法第七條第一項に規定する業務	食品等流通法第七條第一項に規定する業務並びに第十條第一項第五号	食品等流通法第七條第一項	若しくは別表第一号から第十四号までの欄に掲げる資金の貸付けの業務又は食品等流通法第七條第一項に規定する業務



第八條（債務の保証）  
 公庫は、公庫法第十一条の規定にかかわらず、認定事業者（中小企業者及び海外におけるこれに準ずるものとして農林水産省令・経済産業省令・財務省令で定めるものに限る。）が認定計画に従って海外において食品等流通合理化事業を実施するために必要な長期の資金の借入れ（外国の銀行その他の金融機関のうち農林水産省令・経済産業省令・財務省令で定めるものからの借入れに限る。）に係る債務の保証（債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものを含む。）を行うことができる。

2 前項の規定する債務の保証は、公庫法の適用については、公庫法第十一条第一項第二号の規定による公庫法別表第二第一号の下欄に掲げる業務とみなす。

○ 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第八條第一項の農林水産省令・経済産業省令・財務省令で定める海外における中小企業者に準ずるもの及び金融機関を定める省令（財務省・農林水産省・経済産業省令第一号）

第一条（定義）

この省令において「子会社」とは、中小企業者がその発行済株式の総数、出資口数の総数若しくは出資価額の総額の百分の五十以上に相当する数若しくは額の株式若しくは出資を有する事業者又は第一号若しくは第二号に該当し、かつ、当該中小企業者の役員若しくは従業員が、その役員の数、二分の一以上を占める事業者をいう。

一 当該中小企業者が、当該事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総数の百分の四十以上百分の五十未満に相当する数又は額の株式又は出資を有していること。

二 当該中小企業者が、当該事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総数の百分の二十以上百分の四十未満に相当する数又は額の株式又は出資を有しており、かつ、その有する発行済株式の数、出資口数又は出資価額が他のいずれの者の有するものをも下回っていないこと。

第二条

（海外における中小企業者に準ずるもの適正化に関する法律（以下「法」という。））  
 第八條第一項の農林水産省令・経済産業省令・財務省令で定める海外における中小企業者に準ずるものは、他の外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体（新たに設立されるものを含む）

以下この条において「外国法人等」というのであって、中小企業者がある営を実質的に支配しているか認められるものとする。

一 当該中小企業者が、その発行済株式若しくは持分又はこれらに類似するもの（以下この条において「株式等」という。）の総数又は総額の百分の五十以上を相当する数又は額の株式等を有する外国法人等

二 次のイ又はロに該当し、かつ、当該中小企業者の役員又は従業員が、その役員その他に相当する者（以下この条において「役員等」という。）の総数の二分の一以上を占める外国法人等の条において「役員等」という。

イ 等 当該中小企業者が、当該外国法人等の株式等の総数又は総額の百分の四十以上百分の五十未満に相当する数又は額の株式等を有していること

ロ 当該中小企業者が、当該外国法人等の株式等の総数又は総額の百分の二十以上百分の四十未満に相当する数又は額の株式等を有しており、かつ、その有する株式等の数又は額が他のいずれの者の有するものをも下回っていないこと

三 当該中小企業者の子会社若しくは前二号の外国法人等（以下この条において「子会社等」という。）又は当該中小企業者及びその子会社等が、その株式等の総数又は総額の百分の五十以上を相当する数又は額の株式等を有する外国法人等

四 次のイ又はロに該当し、かつ、当該中小企業者の子会社等又は当該中小企業者及びその役員等の総数の二分の一以上を占める外国法人等

イ 当該中小企業者の子会社等又は当該外国法人等の株式等の総数の百分の四十以上百分の五十未満

第二款

株式会社農林漁業成長産業化支援  
長産業化支援機構の  
行う食品等流通合理  
化事業支援業務

第九條 (出資等)

株式会社農林漁業成長産業化支援  
機構(以下「支援機構」という。)は、  
株式会社農林漁業成長産業化支援機構法  
(平成二十四年法律第八十三号。第十二  
条において「支援機構」という。)第  
二十一條第一項第一号から第十五号まで  
に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を  
営むことができる。  
一 支援対象認定事業者(認定事業者の  
うち第十一條第一項の規定により支援

満に相当する数又は額の株式等を有  
していること。  
ロ 当該中小企業者の子会社等又は当  
該中小企業者及びその子会社等が、  
当該外国法人等の株式等の総数又は  
総額の百分の二十以上百分の四十未  
満に相当する数又は額の株式等を有  
しており、かつ、その有する株式等  
の数又は額が他のいずれの者の有す  
るものをも下回っていないこと。

第三條 (金融機関)

第三條 法第八條第一項の農林水産省令・  
経済産業省令・財務省令で定める金融機  
関は、次に掲げるものとする。  
一 銀行法(昭和五十六年法律第五十九  
号)第二條第一項に規定する銀行(外  
国において支店その他の営業所を設  
置しているものに限る。)  
二 外国の法令に準拠して外国において  
銀行法第二條第二項に規定する銀行業  
を営む者(同法第四條第五項に規定す  
る銀行等を除く。)  
三 外国の政府、政府機関又は地方公共  
団体が主たる出資者となつている金融  
機関(前号に掲げるものを除く。)  
五 四 農林中央金庫  
株式会社商工組合中央金庫

第五條 (支援機構の予算の添付書類)

第五條 株式会社農林漁業成長産業化支援  
機構(以下「支援機構」という。)は、  
法第九條各号に掲げる業務を行う場合に  
おいて、株式会社農林漁業成長産業化支  
援機構法(平成二十四年法律第八十三号  
。以下「支援機構法」という。)第二十  
八條第一項の規定により予算を提出す  
るときは、法第九條各号に掲げる業務に係  
る経理と他の業務に係る経理とを区分し  
て整理した書類を添付しなければならない

の対象となつたものをいう。以下この  
 二 支援助対象食品等流通合理化事業支  
 団体の支援助を行う団体（以下「食品等流  
 通合理化事業支援団体」という。）の  
 うち第十一条第一項の規定により支  
 の対象となつたものをいう。次号及び  
 第八号において同じ。）に対する出資  
 三 支援助対象食品等流通合理化事業支  
 団体に對する基金（一般社団法人及び  
 一般財団法人に関する法律（平成十八  
 年法律第四十八号）第三百三十一條に規  
 定する基金をいう。）の拠出  
 四 支援助対象認定事業者に対する資金の  
 貸付け  
 五 支援助対象認定事業者が発行する有価  
 証券（金融商品取引法（昭和二十三年  
 法律第二十五号）第二条第一項に規定  
 する有価証券及び同条第二項の規定に  
 より有価証券とみなされる権利をいう  
 。以下この号において同じ。）及び支  
 援助対象認定事業者が保有する有価証券  
 の取得  
 六 支援助対象認定事業者に対する金銭債  
 権及び支援助対象認定事業者が保有する  
 金銭債権の取得  
 七 支援助対象認定事業者の発行する社債  
 及び資金の借入れに係る債務の保証  
 八 支援助対象食品等流通合理化事業支  
 団体が對する認定事業者に対する資金供  
 給その他の支援助に関する指導、勧告そ  
 の他の措置  
 九 食品等流通合理化事業を実施し、又  
 は実施しようとする者に対する専門家  
 の派遣  
 十 食品等流通合理化事業を実施し、又  
 は実施しようとする者に対する助言、又  
 十一 前各号に掲げる業務に關連して必  
 要な交渉及び調査  
 十二 食品等流通合理化事業及び認定事  
 業者に對し資金供給その他の支援助を  
 う事業活動（次条第一項において「食  
 品等流通合理化事業等」という。）を  
 推進するために必要な調査及び情報の

い。

第六條（支援助機構の財務諸表の添付書類）  
 支援助機構は、法第九條各号に掲げ  
 る業務を行う場合において、支援助機構法  
 第三十條の規定により貸借対照表、損益  
 計算書及び事業報告書を提出するときは  
 、法第九條各号に掲げる業務と他の業務  
 の区分ごとの収支の状況その他参考とな  
 るべき事項を記載した書類を添付しなけ  
 ればならない。

十三 提供  
前各号に掲げる業務に附帯する業務

(食品等流通合理化事業等支援基準)

第十条 農林水産大臣は、支援機構が食品等流通合理化事業等の支援(前条第一号から第七号までに掲げる業務によりされるものに限る。以下「食品等流通合理化事業等支援」という。)の対象となる認定事業者又は食品等流通合理化事業支援団体及び当該食品等流通合理化事業等支援の内容を決定するに当たって従うべき基準(以下「食品等流通合理化事業等支援基準」という。)を定めるものとする。

2 食品等流通合理化事業等支援基準は、食品等の流通の合理化を通じた農林漁業及び食品流通業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資することを旨として定めるものとする。

3 農林水産大臣は、食品等流通合理化事業等支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、食品等流通合理化事業等支援の対象となる活動に係る事業を所管する大臣(次条第三項及び第四項において「事業所管大臣」という。)の意見を聴くものとする。

4 農林水産大臣は、食品等流通合理化事業等支援基準を定めたときは、これを公表するものとする。

○ 株式会社農林漁業成長産業化支援機構  
食品等流通合理化事業等支援基準(平成三十年農林水産省告示第二千三百三十六号)

1 支援の対象となる食品等流通合理化事業の对象となる認定事業者又は食品等流通合理化事業支援団体及び当該食品等流通合理化事業等支援の内容を決定するに当たって従うべき基準は、次のとおりとする。

業が満たすべき事項  
支援機構及び支援機構が行う出資の对象となる食品等流通合理化事業支援団体(以下「支援機構等」という。)は、認定計画に従って行われる食品等流通合理化事業のうち、次に掲げる全ての事項を満たす食品等流通合理化事業を支援するものとする。

(1) 食品等流通事業者が新たな技術を活用して、情報処理システム及び物流設備を整備し、出荷事業者や販売事業者等の共用に供することにより、食品等の流通の合理化を図るものであること。

(2) 公的支援の性格を踏まえ、かつ民間資金のみでは資金の調達が十分に行われない場合であって、支援機構等の支援により、食品等流通分野において一定の事業規模からの拡大が見込まれるものであること。

(3) 支援機構等が出資した資金について、収益性を確保した上で、支援決定から一定期間内に回収が見込まれるものであること。

2 支援機構等が実施する支援の内容が満たすべき基準等  
支援機構等は、食品等流通合理化事業に対する支援の内容を決定するに当

たつて、次に掲げる事項を満たすものとする。

(1) 支援機構等が実施する支援の内容が満たすべき基準  
当該食品等流通合理化事業について、出資後に事業の収益性の向上が図られるよう継続的な支援を行う観点から、5年から7年程度の期間にわたつて出資と経営支援とを一体的に実施すること

(2) 支援機構等が支援の内容を決定するに当たつて構築すべき体制

① 出資及び経営支援の適正な実施  
ア 食品等の流通又は金融に関する知識及び経験を有する者を確保する  
イ 事業年度ごとに進捗状況を適宜評価することにより、出資全体としての長期収益性の確保に努めること

② 運用の透明性  
食品等流通合理化事業に対する支援を行うに当たつては、個人及び事業者に関する情報の適正な取扱いに留意しつつ、保有する情報の公開に努めること等により、運用の透明性を確保すること

③ 関係施策等との連携  
食品等流通合理化事業に対する支援を行うに当たつては、食品等の流通の合理化に関連する他の施策との連携を図るとともに、株式会社日本政策金融公庫との連携体制の整備を図り、定期的な情報交換や協同した出融資等の実施に努めるほか、その他の関係する金融機関との連携を図ること

3

(1) 出資手法に関する事項  
① 直接出資に関する事項

掲げる全ての事項を満たすものとする  
に對し直接出資を行う場合には、次に掲げる全ての事項を満たすものとする

① 民間事業者等からの出資が見込まれるものに対して支援を行うこと。  
② 支援機構及び支援対象食品等流通合理化事業支援団体並びにその他の官民ファンドが認定事業者に対して有する議決権の合計を当該認定事業者の総議決権の2分の1以下とすること。ただし、2分の1を超えることは、この限りでない。

(2) 間接出資に関する事項  
支援機構が食品等流通合理化事業に對し間接出資を行う場合における食品等流通合理化事業支援団体の選定又は監督については、株式会社農林漁業成長産業化支援機構支援基準（平成25年12月2日農林水産省告示第2556号）4（1）の規定を準用する。この場合において、株式会社農林漁業成長産業化支援機構支援基準4（1）①イ（イ）ただし書中「対象事業活動が次に掲げる全ての事項を満たす場合において当該対象事業活動を行う対象事業者に対する出資を行うとき又は対象事業者」とあるのは、「認定事業者」と読み替えるものとする。

#### 4

出資の回収等に関する事項  
出資の回収等を行う場合において、支援機構及び支援対象食品等流通合理化事業支援団体は、次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

(1) 認定計画の確実な実施に配慮した議決権の行使  
認定事業者に対して有する議決権を行使するに当たっては、認定計画が確実に実施されることを旨とするとともに、事業の確実な実施を通じた投資収益の最大化についても配慮すること。  
(2) 投資収益の最大化が確実に見込まれる出資回収





第十五条第二号	第十五条第一号	第六条第六号
内容	第二十一条第一号第八号	業務
<p>内容並びに食品等流通合理化事業等支援に規定する食品等流通合理化事業等支援をいう。以下この号及び第二十七条において同じ。</p> <p>（認定事業者となる食品等流通事業者）</p> <p>法第六条第一</p>	<p>第二十一条第一号第八号及び第九号第八号</p> <p>法第九号第八号</p>	<p>業務及び食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成十九年法律第五十九号）以下「食品等流通法」という。</p> <p>（平）</p> <p>業務に掲げる各</p>

七条、第三十九条第一項、第二項及び第五項、第四十条、第四十六条及び第四十七条並びに第四十八条第五号及び第九号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる支援助機構法の規定中同表の中欄に掲げる支援助機構法第十五条第二項の規定は、適用しない。

<p>第二十条第一号</p>	<p>第十五条第三項</p>	
<p>前各号</p>	<p>支援対象事業活動支援団体</p>	
<p>前各号及び食品等流通法第</p>	<p>支援対象事業活動支援団体</p>	<p>項に規定する事業者を認める。第二十四条第一項第四号及び第四号に於いては、同条第一項第四号に於いては、食品等流通法第二号に規定する食品等流通法第九号に規定する事業者（以下「支援対象」という。）を指す。この場合、食品等流通法第九号に規定する事業者（以下「支援対象」という。）を指す。</p>



第三十 九条第 五項	支援対象事業 活動支援団体	第三十 九条第 二項	支援対象事業 活動支援団体	第三十 九条第 一項	この法律	第三十 七条	業務	第三十 四条	この法律	第二十 七条	寄与する事業	第二十 六条	支援対象事業 活動支援団体
支援対象事業 活動支援団体 又は支援対象 食品等流通合 理化事業支援 団体	支援対象事業 活動支援団体 又は支援対象 食品等流通合 理化事業支援 団体	この法律又は 食品等流通法	この法律又は 食品等流通法	この法律又は 食品等流通法	この法律又は 食品等流通法	業務及び食品 等流通法第九 条各号に掲げ る業務	この法律又は 食品等流通法	この法律又は 食品等流通法	この法律又は 食品等流通法	寄与する事業 及び食品等流 通合理化事業 等支援その他 の食品等流通 合理化事業の 円滑かつ確実 な実施に寄与 する事業	寄与する事業 及び食品等流 通合理化事業 等支援その他 の食品等流通 合理化事業の 円滑かつ確実 な実施に寄与 する事業	支援対象事業 活動支援団体 並びに支援対 象認定事業者 及び支援対象 食品等流通合 理化事業支援 団体	

第四十 条	、対象事業活 動	、対象事業活 動及び食品等 流通合理化事 業
第四十 六条	対象事業活動 支援団体	対象事業活動 支援団体並び に認定事業者 及び食品等流 通合理化事業 支援団体
第四十 七条	第三十九條第 二項	食品等流通法 第十二條の規 定により読み 替えて適用す る第三十九條 第二項
第四十 八条第 五号	第二十五條第 一項	食品等流通法 第十二條の規 定により読み 替えて適用す る第二十五條 第一項
第四十 八条第 九号	第三十四條第 二項	食品等流通法 第十二條の規 定により読み 替えて適用す る第三十四條 第二項

第三款 雜則

(資金の確保)  
第十三条 国は、認定計画に従って行われ  
る食品等流通合理化事業に必要な資金の  
確保に努めるものとする。

(指導及び助言)  
第十四条 国は、認定事業者に対し、食品

等流通合理化事業の円滑な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告)

第十五条 農林水産大臣は、認定事業者に対し、食品等流通合理化事業の実施状況について報告を求めることができる。

第四節 食品等流通合理化促進機構

(指定)

第十六条 農林水産大臣は、食品等の流通の合理化を促進することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申出により、食品等流通合理化促進機構(以下「促進機構」という。)として指定することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による指定(第二十五条において「指定」という。)をしたときは、当該促進機構の名称、住所及び事務所の所在地を官報で公示するものとする。

3 促進機構は、その名称、住所又は事務所所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

4 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示するものとする。

(業務)  
第十七条 促進機構は、次に掲げる業務を

(実施状況の報告)

第四条 認定事業者は、認定計画の実施時期の各事業年度における食品等流通合理化事業の実施状況について、当該事業年度終了後九十日以内に、別記様式第三号により、農林水産大臣に報告しなければならない。

(食品等流通合理化促進機構の指定の申請)

第七条 法第十六条第一項の規定により指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名  
二 事務所の所在地

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款
- 二 登記事項証明書
- 三 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- 四 指定の申請に関する意思の決定を証する書面
- 五 法第十七条各号に掲げる業務の実施に関する基本的な計画
- 六 法第十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施できることを証する書面

(名称等の変更の届出)

第八条 法第十六条第三項の規定による届出をしようとする同条第一項に規定する食品等流通合理化促進機構(以下「促進機構」という。)は、次の事項を記載した書面を農林水産大臣に提出しなければならない。

一 変更後の名称若しくは住所又は事務所所在地  
二 変更しようとする日

- 一 行うものとする。  
認定計画に係る食品等流通合理化事業（次号において「認定食品等流通合理化事業」という。）に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。
- 二 認定食品等流通合理化事業を実施する者に対し、必要な資金のあっせんを行うこと。
- 三 食品等の流通に関する情報の収集、調査及び研究を行い、並びにその成果を普及すること。
- 四 食品等の流通の合理化を促進するため、必要とされる事項について、照会及び相談に応ずることその他の援助を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第十八条（業務の委託）  
促進機構は、農林水産大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（債務の保証の決定を除く。）の一部を金融機関に委託することができる。  
金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

第十九条（業務規程の認可）  
（業務規程の認可）  
促進機構は、第十七条第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）を行うときは、債務保証業務の開始前に、債務保証業務の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。  
農林水産大臣は、前項の認可をした業務規程が債務保証業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。  
業務規程に記載すべき事項は、農林水産省令で定める。

### 三 変更の理由

（促進機構の業務の一部委託の認可の申請）  
第九条 促進機構は、法第十八条第一項の規定により業務の一部を委託しようとするときは、次に掲げる事項を記載した委託認可申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。  
一 委託を必要とする理由  
二 委託しようとする法人の名称及び住所並びに代表者の氏名  
三 委託しようとする法人の事務所所在地  
四 委託しようとする業務内容及び範囲  
五 委託の期間  
六 前項の委託認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。  
一 委託しようとする法人の定款  
二 委託しようとする法人の登記事項証明書  
（平一七農水令一八・一部改正）

（業務規程の記載事項）  
第十条 法第十九条第三項の業務規程に記載すべき事項は、次のとおりとする。  
一 被保証人の資格

第二十条 (事業計画等)  
 水産省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならず、これを變更しようとするときも、同様とする。

- 二 保証の範囲
- 三 保証の金額の合計額の最高限度
- 四 一被保証人についての保証の金額の最高限度
- 五 保証に係る資金の種類及びその融資期間の最高限度
- 六 保証契約の締結及び変更に関する事項
- 七 保証料に関する事項その他被保証人の守るべき条件に関する事項
- 八 保証債務の弁済に関する事項
- 九 求償権の行使方法及び消却に関する事項
- 十 業務の委託に関する事項

- 第十一條 (事業計画等の認可の申請)  
 前段の規定による認可を受けようとするときは、毎事業年度開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、申請書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。
- 一 事業計画書
  - 二 収支予算書
  - 三 前事業年度の予定貸借対照表
  - 四 当該事業年度の予定貸借対照表
  - 五 前二号に掲げるもののほか、収支予算書の参考となる書類
  - 六 前項第一号の事業計画書には、法第七條各号に掲げる業務の実施に関する計画その他必要な事項を記載しなければならない。
  - 七 第一項第二号の収支予算書は、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分するものとする。

第十二條 (事業計画等の変更の認可の申請)  
 後段の規定により事業計画又は収支予算の変更の認可を受けようとするときは、變更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならぬ。この場合において、収支予算書の変更が前条第一項第四号又は



2 促進機構は、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、農林水産大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(区分経理)  
第二十一条 促進機構は、債務保証業務を行う場合には、債務保証業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

第五号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

(事業報告書等の承認の申請)  
第十三条 促進機構は、法第二十条第二項の規定による承認を受けようとするときは、毎事業年度終了後三月以内に、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を提出して申請しなければならない。

(経理原則)  
第十四条 促進機構は、法第十七条第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）の財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。

(区分経理の方法)  
第十五条 促進機構は、債務保証業務に係る経理について特別の勘定（次項において「債務保証業務特別勘定」という。）を設け、債務保証業務以外の業務に係る経理と区分して整理しなければならない。  
2 債務保証業務特別勘定においては、債務保証業務に関する資産、負債、資本、費用及び収益に関する経理を整理しなければならない。

(会計規程)  
第十六条 促進機構は、その財務及び会計に関し、法及びこの省令で定めるもののほか、会計規程を定めなければならない。

2 促進機構は、前項の会計規程を定めようとするときは、その基本的事項について農林水産大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

3 促進機構は、第一項の会計規程を制定し、又は変更したときは、その理由及び内容を明らかにして、遅滞なく農林水産

第二十二條 (農林水産省令への委任)  
促進機構が債務保証業務を行う場合のほか、

ける促進機構の財務及び会計に関する必要な事項は、農林水産省令で定める。

第二十三條 (報告及び検査)  
農林水産大臣は、第十七条各

号に掲げる業務の適正な運営を確保するため、当該業務若しくは資産の状況に

対し、必要な報告をさせ、又は当該職員に、促進機構の事務所に立ち入り、業務の状

況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、

関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解

釈してはならない。

第二十四條 (改善命令)  
農林水産大臣は、第十七条各

号に掲げる業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、促進機構に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第二十五條 (指定の取消し)  
農林水産大臣は、促進機構が

次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

- 一 第十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
- 二 不正の手段により指定を受けたことが判明したとき。
- 三 この節の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分を違反したとき。
- 四 第十九条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。

2 農林水産大臣は、前項の規定により指

大臣に提出しなければならない。

定を取り消したときは、その旨を官報で  
公示するものとする。

(協議)

第二十六条 農林水産大臣は、次の場合に  
は、あらかじめ、財務大臣に協議するも  
のとする。

- 一 第十八条第一項、第十九条第一項又  
は第二十条第一項の認可をしようとし  
るとき。
- 二 第二十条第二項の承認をしようとし  
るとき。
- 三 第二十条第二項の農林水産省令を定めよ  
うとするとき。

第三章 食品等の取引の適正化の  
ための措置

(食品等流通調査)

第二十七条 農林水産大臣は、食品等の取  
引の適正化のため、食品等の取引の状況  
その他食品等の流通に関する調査(以下  
「食品等流通調査」という。)を行うも  
のとする。

2 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十  
五号)第四条第六項に規定する中央卸売  
市場又は同法第十三条第六項に規定する  
地方卸売市場を開設する者は、農林水産  
大臣の行う食品等流通調査に対して協力  
するため、農林水産省令で定めるところ  
により、その保有する情報であつて食品  
等の取引の状況その他食品等の流通に関  
するものを提供するように努めるものとす  
る。

3 農林水産大臣は、食品等流通調査を行  
うため必要があると認めるときは、関係  
行政機関及び食品等流通事業者その他の  
関係事業者に対し、必要な協力を求める  
ことができる。

4 関係行政機関及び食品等流通事業者そ  
の他の関係事業者は、前項の規定により  
協力を求められたときは、その求めに応  
ずるよう努めるものとする。

(中央卸売市場又は地方卸売市場の開設  
者による情報提供)

第十七条 卸売市場法(昭和四十六年法律  
第三十五号)第四条第六項に規定する中  
央卸売市場又は同法第十三条第六項に規  
定する地方卸売市場を開設する者は、次  
に掲げる情報を取得したときは、遅滞な  
く、法第二十七条第二項の規定により当  
該情報を農林水産大臣に提供するように努  
めるものとする。

一 食品等の取引に係る不正な取引方  
法に関する情報

二 前号に掲げるもののほか、食品等の  
取引の適正化に資する情報

※

法の卸売市場法及び食品流通構造改善促進  
法の一部を改正する法律の施行に伴う農  
林水産省関係省令の整備に関する省令(農  
平成三十年農林水産省令第六十七号)第  
三条の施行日(令和二年六月二十一日)第  
三條の施行日(令和二年六月二十一日)第  
に追加。

第二十八條 (食品等流通調査に基づく措置)  
農林水産大臣は、食品等の取引の適正化のため、食品等流通調査の結果に基づき、食品等流通事業者に対する指導及び助言、食品等の流通に関する施策の見直しその他の必要な措置を講ずるものとする。

第二十九條 (公正取引委員会への通知)  
農林水産大臣は、食品等の取引に関し、公正な取引方法に該当する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知するものとする。

#### 第四章 雑則

第三十條 (権限の委任)  
この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。

第三十一條 (農林水産省令への委任)  
この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第十八條 (権限の委任)  
法第五条第一項、第六条第一項及び第二項並びに第十五条の規定による農林水産大臣の権限のうち、食品等流通合理化事業が一の地方農政局の管轄区域内のみにおいて行われる食品等流通合理化計画に係るものは、次に掲げる場合を除き、当該区域を管轄する地方農政局長に委任する。ただし、法第十五条の規定による権限については、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。  
一 当該計画に記載された食品等流通合理化事業について、法第九条の規定による出資等が見込まれる場合  
二 当該計画に記載された食品等流通補

第五章 罰則

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。  
一 第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者  
二 第二十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者  
三 第二十四条の規定による命令に違反した者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

第三十四条 第十一条第二項の規定に違反して、農林水産大臣の認可を受けなかつた場合には、その違反行為をした支援機構の取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

※ 助が見込まれる場合  
法の卸売市場及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令（平成三十年農林水産省令第六十七号）第三十三条の施行日（令和二年六月二十一日）までは、第十七条。